

「携帯端末の遠隔操作デバイス」事件
(知財高判令和5年12月5日 令和5年(行ケ)第10011号¹⁾)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性が争点となった事例。
- (2) 裁判所は、引用発明において周知技術を用いることで、当業者が容易に発明をすることができたものとして本件発明の進歩性を否定した（特許庁審決を維持）。

対象特許出願（特願2020-516252号²⁾）

【請求項1】

携帯端末を遠隔で操作するためのデバイスであって、前記デバイスは、ユーザーによるタッチ操作の情報を送信する操作デバイス（A）と、前記情報を携帯端末のタッチパネルに直接入力操作を行う入力デバイス（B）とを備え、

前記操作デバイス（A）は、ユーザーによるタッチ操作を検知するタッチパネルと、ユーザーによる前記タッチパネルのタッチ位置の座標情報を前記入力デバイス（B）に無線信号で送信する無線送信手段と、前記携帯端末に表示されている映像（カメラにより撮影された映像を除く）を表示する表示部とを有し、

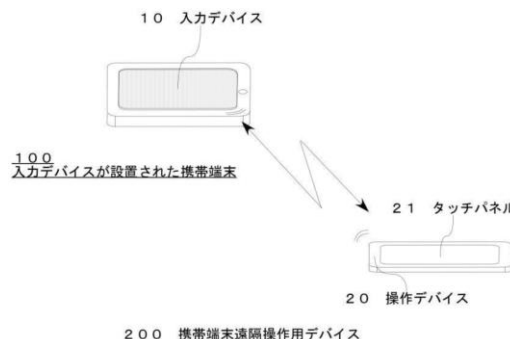
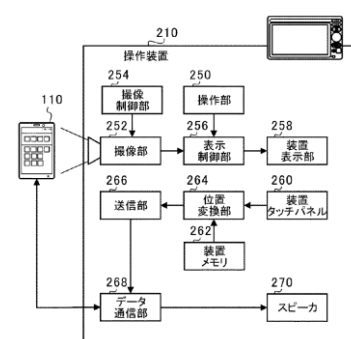
前記入力デバイス（B）は、前記操作デバイスの前記無線送信手段から送信された前記座標情報に基づき、該座標情報に対応する前記携帯端末のタッチパネル上の位置をユーザーがタッチ操作したと判定する操作判定手段と、

前記操作判定手段によってユーザーがタッチ操作したと判定された前記携帯端末のタッチパネル上の位置で、前記タッチパネルに直接入力操作を実行する操作実行手段と、を有し、

前記操作デバイス（A）は、携帯可能であることを特徴とする、携帯端末遠隔操作デバイス。

引用発明（特開2012-3374号³⁾（甲1））との相違点

本件発明と引用発明との間で争点となった相違点2は、次表の通りである。

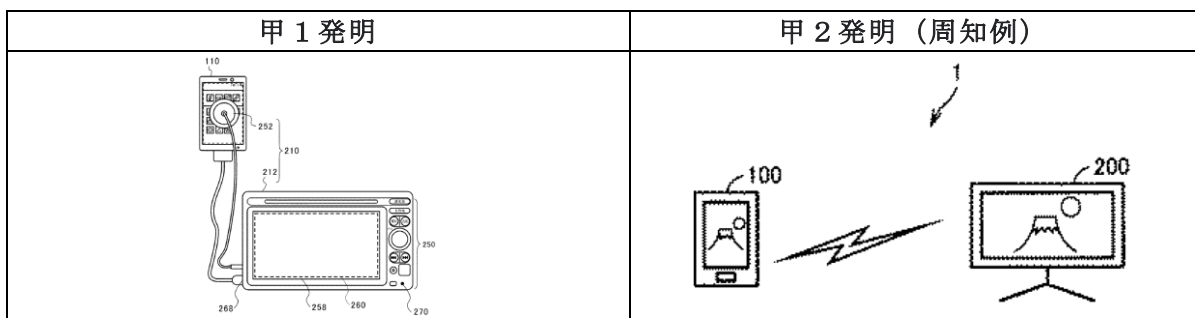
本件発明	引用発明（甲1）
<p>「表示部」は、「携帯端末に表示されている映像」を取得して表示する際に、「カメラにより撮影された映像を除く」と特定されている。</p>	<p>「表示部」は、「携帯端末に表示されている映像」をカメラにより撮影して取得して表示している。</p>
	

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6070
² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2020-516252/10/ja>
³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2010-135919/10/ja>

裁判所の判断

相違点2に関して、原告は、「引用発明において端末表示部の表示画面の「撮像」は必須の構成であり、これを置き換える動機がない」と主張した。しかし、裁判所（知財高裁）は、「引用発明において「撮像」、すなわちカメラで映像を撮影することが必須の構成であることを示唆する記載は見当たらない。…引用文献2（甲2）及び被告が本件訴訟において追加した周知例（乙1、2）によれば、…スマートフォンの画面をmiracastで車載モニターやカーナビゲーション装置の画面に出力することも、普通に行われていたことが認められる。そして、引用発明における「撮像部252」の意義は、「撮像部252が撮像した携帯端末110の表示画面をそのまま装置表示部258に表示することで、ユーザに携帯端末110の表示画面をそのまま認識させることができる。」（甲1【0081】）ことであり、…「撮像部252」とmiracast等の上記技術は共通するもの」と判断した。

また、原告は、「引用発明は互換性をもたらす構成として撮像部を利用しており、無線通信方式の規格に制約があるmiracast等に代替する動機付けはない」とも主張した。しかし、裁判所は、「引用発明における互換性の問題とは、外部から入力される情報に基づいてアプリケーション等を実行する機能が携帯端末110に予め備わっていないことがあることにより生じるものであり（甲1【0064】）、…miracast等に無線通信方式の規格における制約があることが、引用発明の上記互換性を阻害するものではない。原告が指摘するmiracast等における無線通信方式の規格の制約とは、結局のところ、画面ミラーリング時におけるデバイスの互換性の範囲をどこまでとするかという設計事項の問題であって、阻害要因になるということとはできない。」と判断した。



まとめ

本件発明では「前記携帯端末に表示されている映像（カメラにより撮影された映像を除く）を表示する表示部」との補正（下線部）が行われており、原告は甲1発明において「カメラで映像を撮影すること」が必須構成であると主張したが、裁判所は甲1発明の「撮像部252」の意義、画面ミラーリングが周知技術であること等に基づき当該主張を斥けた。

[特許・実用新案審査基準第IV部第2章\(2024.1\)](#)では、「除くクレーム」とすることにより特許を受けることができる発明は、引用発明と技術的思想としては顕著に異なり本来進歩性を有するが、たまたま引用発明と重なるような発明であるとされている。

引用発明の必須構成を除く補正は、阻害要因の主張を可能とし、容易想到性の論理付けを困難なものとし得る。しかし、「除く」補正を採用する際には、除く対象の構成が引用発明の課題や目的に鑑みて必須構成といえるのか、当該構成を除くことで技術的思想の差異を明確化できるのか等について、十分検討する必要があると考えられる。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、除くクレーム

[担当] 深見特許事務所 勝本 一誠

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。